

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 26 日

中国向け輸出水産食品認定施設を有する事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

中国向け輸出水産食品認定施設に係る追加の手續等の実施について

標記については、「中国向け輸出水産食品認定施設に係る手續等について（周知）」（令和 4 年 4 月 20 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）によりお知らせしたところです。

今後の追加情報の登録手續等について、下記のとおりお知らせしますので、その実施について特段の御理解、御協力方よろしく申し上げます。

#### 記

1. 中国向け輸出水産食品認定施設（以下「認定施設」という。）を有する事業者においては、別紙「中国向け輸出水産食品認定施設に係る追加情報の登録手續要領」に基づき、関係資料の施設認定機関への提出等を行った後、中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウの「輸入食品海外生産企業登録管理システム」（以下「シングルウィンドウ」という。）で登録手續を実施してください。
2. 中国政府がシングルウィンドウへの登録期限として設定した令和 5 年 6 月 30 日までに、上記 1 の登録手續を実施しない認定施設については、中国政府がどのような措置を講ずるか予断できないため、施設認定の継続を希望する施設は、別紙の提出期限（令和 5 年 3 月 31 日（金））までに登録手續を実施するようお願いします。
3. 施設認定の継続を希望しない施設については、施設を所管する施設認定機関宛て（別紙中の「施設認定機関連絡先一覧」参照）に廃止申請（中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱（以下「要綱」という。）の別紙様式 3）を提出してください。

4. 要綱別紙様式1－3の関係資料の英訳（1で提出した資料並びに外部検査機関や委託業者等から入手した検査結果又は資料を除く。）は、令和7年9月10日が有効期限とされている施設登録の延長手続を行うまでに施設認定機関宛てに提出していただくことを予定しています。また、期限までに提出がない場合は、延長手続を行うことはできませんのでご留意のほどお願いします。なお、施設登録の延長手続については、詳細が判明次第、追ってご連絡します。

（照会先）

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

TEL：03-5253-1111（内線4246）

FAX：03-3503-7964

e-mail:suisan-anzen@mhlw.go.jp